

# 令和8年度 日本語教員試験

## 試験案内

(令和8年6月12日)

- 試験実施日 : 令和8年11月8日(日)
- オンライン出願期間 : 令和8年7月13日(月) ~ 8月21日(金)
- 受験票発行 : 令和8年10月中旬(予定)
- 試験結果通知 : 令和8年12月18日(金)(予定)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 目次

1. 試験の概要 .....	1
2. 出願時の提出書類 .....	6
3. 出願手続 .....	8
4. 身体上の障害等にかかる特別措置（受験上の配慮）について.....	10
5. 受験票について .....	11
6. 試験当日の注意事項 .....	13
7. 結果通知 .....	15
8. 仮合格について .....	16
9. 合格証書について .....	16
10. 登録日本語教員の登録について .....	16
11. 受験ルート（資格取得ルート）及び受験科目の免除について.....	17
12. 個人情報の取扱いについて .....	26
13. 問合せ先 .....	26
14. CBT 方式による試験の試行調査（プレテスト）の実施等について .....	26

## はじめに

「日本語教員試験」は、令和6年4月に施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）に基づき、同法に定める「認定日本語教育機関」で日本語教育課程を担当する「登録日本語教員」になるために必要な資格試験です。

## 1. 試験の概要

### ■ 受験資格

年齢、学歴、国籍等の条件は不問です。

### ■ 受験ルート（資格取得ルート）及び経過措置

詳細は17ページ「11. 受験ルート（資格取得ルート）及び受験科目の免除について」をご確認ください。

**登録日本語教員の資格取得には、次のルートがあります。**

#### ① 養成機関ルート

文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した方は、申請により日本語教員試験の**基礎試験が免除**され、応用試験に合格し、実践研修を修了することで資格取得が可能です。

なお、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関両方の登録を受けた機関において、実践研修と一体となった養成課程を修了した場合は、**実践研修も免除**されます。

#### ② 試験ルート

養成課程を経っていない方は、日本語教員試験（**基礎試験及び応用試験**）に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することで資格取得が可能です。

#### ③ 経過措置ルート（C、D-1、D-2、E-1、E-2、Fルート）

制度移行に伴い、現職教員等を対象として、一定の要件を満たす場合には、試験や実践研修の**一部又は全部が免除**される経過措置が設けられています。

なお、基礎試験及び応用試験の両方が免除される場合（E-1、E-2ルート）であっても、合格証書の発行のため、日本語教員試験への出願を行い、経過措置の対象であることの確認を受ける必要があります。

### ■ 出願方法

日本語教員試験システム（以下「試験システム」という。）（<https://nihongokyouinshiken.mext.go.jp/>）によりオンラインで出願します。

具体的な出願方法については、8ページ～9ページ「3. 出願手続」をご覧ください。

## ■ 出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」(令和6年4月1日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定)の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題します。

## ■ 出題内容

### ○基礎試験

基礎試験では、日本語教育を行うために必要となる基礎的な知識及び技能を区分ごとに出題します。

区分	およその出題割合
(1) 社会・文化・地域	約 1~2 割
(2) 言語と社会	約 1 割
(3) 言語と心理	約 1 割
(4) 言語と教育(教育実習を除く)	約 3~4 割
(5) 言語	約 3 割

### ○応用試験

応用試験では、基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力を測定するため、教育実践と関連させて出題します。区分を横断する出題のため、領域ごとの出題割合は示していません。応用試験の一部は聴解問題とし、日本語学習者の発話や教室での教員とのやりとりなどの音声を用いて、実際の教育実践に即した問題を出題し、問題解決能力を測定します。

※受験ルートにより試験免除が行われます。詳細は 17 ページ以降に記載しています。

## ■ 合格基準

### ○基礎試験

必須の教育内容で定められた 5 区分において、各区分で 6 割程度の得点があり、かつ総合得点で 8 割程度の得点があること。

### ○応用試験

総合得点で 6 割程度の得点があること。

※基礎試験、応用試験ともに、年度ごとの難易度差等により合格基準の調整を行うことがあります。

※基礎試験及び応用試験を両方受験して基礎試験が合格点に達し応用試験が不合格の場合は、基礎試験合格証明書が交付され、次回以降の試験ではこの証明書の写しを提出することにより基礎試験は免除されます。

※基礎試験及び応用試験を両方受験して基礎試験が合格点に達しない場合は、応用試験の採点は行われないため、試験全体が不合格となります。

## ■ 試験時間・問題数

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	読解:100分 (休憩) 聴解:約50分	読解:60問  聴解:50問	選択式	1問1点 (計110点)

※聴解試験の試験時間は試験問題の録音の長さによって多少変わることがあります。

## ■ 試験日

令和8年11月8日(日)

	着席時刻	所要時間
開場	—	9:00~9:40
基礎試験	9:40	10:00~12:00(120分)
昼休憩	—	12:00~13:00
応用試験(読解)	13:00	13:20~15:00(100分)
休憩	—	15:00~15:40
応用試験(聴解)	15:40	16:10~17:00(約50分)

※着席時刻までに自席に着席してください。試験開始時刻までの間に、注意事項の説明及び問題冊子の配布を行います。

※解答終了時刻の後、試験問題冊子とマークシートの回収及び確認作業がありますので、試験監督の指示があるまで、自席で待機してください。試験問題冊子を持ち帰ることはできません。

※基礎試験、応用試験(読解)について、試験開始時刻に遅刻した場合は、20分までの遅刻に限り受験を認めます。試験を開始してから20分以内に試験室に入室していない場合は受験することができません。遅刻が20分以内であっても遅刻した時間に係る試験時間の延長はありません。

※応用試験(聴解)については、遅刻は一切認めません。

※試験終了時間は目安であり、延長となる可能性があります。

## ■ 受験料

受験科目	受験料※1
基礎試験及び応用試験	18,900円
応用試験のみ	17,300円
受験科目なし(免除)※2	5,900円

※1 受験料には合格証書発行手数料を含みます。

※2 受験科目なし(免除)の方も、免除資格の確認・審査及び合格証書発行のため、出願手続き及び受験料の納付が必要です。

## ■ 受験料の支払い方法

受験料は電子支払い（電子納付）又は収入印紙での支払いとなります。

支払いは受験するルートの審査が終わってからとなります。提出いただいた書類と、ルートが問題ないことを審査し、審査完了次第、受験料支払いのご連絡をいたします。

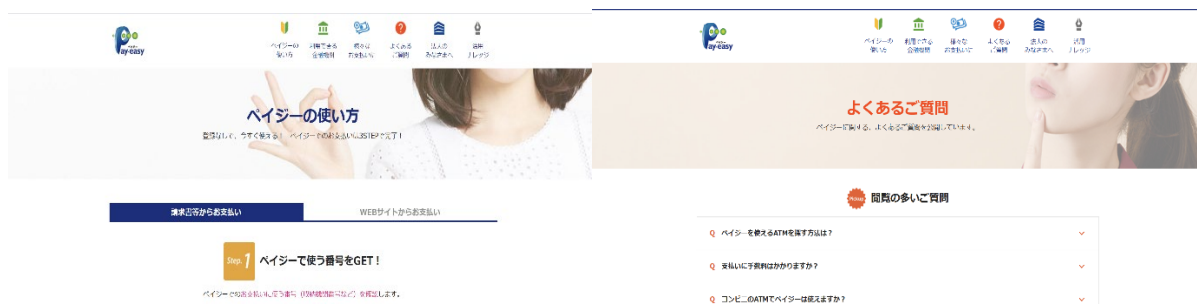
### 〈① 電子支払い（電子納付）の場合〉

電子支払いは、ペイジー（Pay-easy）※により行います。受験料支払いの連絡メールに記載の電子支払い番号（収納機関番号・納付番号・確認番号）をメモし、インターネットバンキングもしくはATMから電子支払い番号を入力して支払いを実行してください。

※ペイジーは、e-Gov 電子納付（国庫金電子納付に関する情報を案内している Web サイト）で利用するサービスです。

- ペイジーでの納付方法について（ペイジーの使い方）：<https://www.pay-easy.jp/howto/>
- ペイジー利用の際によくある質問について（よくあるご質問）：<https://www.pay-easy.jp/faq/>

※ペイジーの使い方について疑問がある場合は、本サービスを提供する日本マルチペイメントネットワーク運営機構にお問合せください。



※受験料の電子納付期限は令和 8 年 9 月 18 日（金）までです。

※期限までに納付されない場合や期限後の納付（システム上の問題があった場合を含む）となった場合は受験資格がなくなり、既に納付した受験料も返還いたしません。

※受験料を電子納付した場合は、領収書は発行されません。

### 〈② 収入印紙で支払いの場合〉

受験料支払いの連絡メールが届きましたら、試験システム上で「収入印紙提出用台紙」をダウンロードして印刷し、受験料分の収入印紙を貼付のうえ、以下送付先に郵送してください（郵送料金は出願者でご負担願います。）。

なお、所定の受験料より多い収入印紙を頂いても返還いたしません。また、不足があった場合、期日までに不足分を納付いただけない場合には、受験資格がなくなります。その場合も、すでに送付頂いた収入印紙は返還いたしません。

※収入印紙の郵送提出は令和 8 年 9 月 18 日（金）消印有効です。

※収入印紙の普通郵便での送付は紛失等の責任を負いかねますので、簡易書留等をご利用ください。

※収入印紙の到着確認は追跡番号等によりご自身で行っていただくようお願いいたします。到着確認のお問合せには対応できません。

（収入印紙送付先）

送付先住所：〒277-8691 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第五号

宛先：日本語教員試験センター

## ■試験会場

全国8地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州、沖縄）

地域	試験会場	住所
北海道	北海道教育大学(札幌校)	北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-5
東北	東北工業大学(八木山キャンパス)	宮城県仙台市太白区八木山香澄町35-1
関東	大妻女子大学(千代田キャンパス)	東京都千代田区三番町12番地
	日本大学(文理学部)	東京都世田谷区桜上水3丁目25-40
	電気通信大学	東京都調布市調布ヶ丘1丁目5-1
	一橋大学(国立キャンパス)	東京都国立市中2-1
	東京海洋大学(品川キャンパス)	東京都港区港南4-5-7
	横浜国立大学	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番5号
中部	愛知学院大学(日進キャンパス) ※名城公園キャンパスではありませんので、十分ご注意ください。	愛知県日進市岩崎町阿良池12
近畿	桃山学院大学	大阪府和泉市まなび野1丁目1
中四国	岡山大学(津島キャンパス)	岡山県岡山市北区津島中2丁目1-1
九州	九州産業大学	福岡県福岡市東区松香台2丁目3-1
沖縄	沖縄キリスト教学院大学・短期大学	沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地

※試験会場の地域は出願時に選択できますが、地域内に複数の試験会場がある場合、会場を選択することはできません。なお、上記の試験会場は会場の都合により変更されることがありますので、必ずご自身の受験票に記載のある試験会場をご確認ください。

※出願時に登録した地域は変更できませんので、よく確認してから申請してください。

※試験会場へのお問い合わせ、事前の下見はご遠慮ください。

## 2. 出願時の提出書類

日本語教員試験では、基礎試験・応用試験とも受験し、登録実践研修機関における実践研修を経て登録日本語教員となる「試験ルート」のほか、日本語教員養成課程の受講歴や実務経験等に応じて、試験の一部又は全部の免除を受けることができる資格取得ルートがあり、ルートに応じて出願時の提出書類が異なります。詳細は以下のとおりです。なお、提出書類については一部例外があり、詳しくは※印の記載事項をご覧ください。また、各ルートの該当条件、免除内容等については、17 ページ「11. 受験ルート(資格取得ルート)及び受験科目の免除について」をよくご覧ください。

### ■資格取得ルートごとの提出書類の一覧

資格取得ルート	提出書類
養成機関ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録日本語教員養成機関の養成課程修了証書(写し)※<sup>1</sup>※<sup>8</sup></li> </ul>
試験ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎試験合格証明書(過去に日本語教員試験で基礎試験に合格済みの方のみ)</li> </ul>
経過措置 C ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書(写し)※<sup>1</sup>※<sup>8</sup></li> <li>● 学士、修士又は博士の学位の証明書※<sup>2</sup>※<sup>3</sup>※<sup>4</sup></li> </ul>
経過措置 D-1 ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書(写し)※<sup>8</sup></li> <li>● 学士、修士又は博士の学位の証明書(写し)※<sup>3</sup>※<sup>4</sup></li> <li>● 講習Ⅱの修了証(写し)※<sup>7</sup></li> <li>● 日本語教育機関の在職証明書(写し)※<sup>5</sup></li> </ul>
経過措置 D-2 ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等の修了の証明書(写し)※<sup>8</sup></li> <li>● 学士、修士又は博士の学位の証明書(写し)※<sup>3</sup>※<sup>4</sup></li> <li>● 講習Ⅰ及び講習Ⅱの修了証(写し)※<sup>7</sup></li> <li>● 日本語教育機関の在職証明書(写し)※<sup>5</sup></li> </ul>
経過措置 E-1 ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語教育能力検定試験合格証書(昭和62年度～平成14年度)(写し)</li> <li>● 講習Ⅰ及び講習Ⅱの修了証(写し)※<sup>7</sup></li> <li>● 日本語教育機関の在職証明書(写し)※<sup>5</sup></li> </ul>
経過措置 E-2 ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語教育能力検定試験合格証書(平成15年度～令和5年度)(写し)</li> <li>● 講習Ⅱの修了証(写し)※<sup>7</sup></li> <li>● 日本語教育機関の在職証明書(写し)※<sup>5</sup></li> </ul>
経過措置 F ルート※ <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語教育機関の在職証明書(写し)※<sup>5</sup></li> <li>● 基礎試験合格証明書(過去に日本語教員試験で基礎試験に合格済みの方のみ)</li> </ul>

※<sup>1</sup> 出願時に養成課程を「修了見込み」の場合は、出願時の修了証書(写し)の提出は不要ですが、受験して合格点を得ても「仮合格」扱いとなり、合格するためには令和 9 年4月末までに修了証書(写し)を提出する必要があります。詳しくは 16 ページ「8. 仮合格について」をご覧ください。

※<sup>2</sup> 出願時に大学に在学中で「学位取得見込み」の場合は、出願時の学位の証明書(写し)の提出は不要ですが、受

験して合格点を得ていても「仮合格」扱いとなり、合格するためには令和 9 年4月末までに学位の証明書(写し)を提出する必要があります。詳しくは 16 ページ「8. 仮合格について」をご覧ください。

- ※<sup>3</sup> 機関等によっては学位の証明書が発行されないことがあります。その場合は学位記(写し)を提出してください。  
また、海外の大学の学位証明書を提出する際は英語表記のものに限り受理します。なお、中国の教育機関で学位を取得した方が出願する場合は、以下の(1)又は(2)を必ず提出する必要があります。
- (1)CSSD が運営するサイト「中国高等教育学生信息网(CHSI)」(<https://www.chsi.com.cn/>)が発行する「Online Verification Report of Higher Education Degree Certificate (英文)」
  - (2)(上記(1)による証明書が発行できない場合)CSSD が運営するサイト「中国高等教育学生信息网(CHSI)」(<https://www.chsi.com.cn/>)が発行する「Verification Report of China Higher Education Degree Certificate (英文)」
- (2)に該当する方は発行までに時間を要することが見込まれます。所定の出願期間(7月13日(月)~8月21日(金))を踏まえ、時間に余裕をもって申請するよう、十分ご注意ください。
- ※<sup>4</sup> 学士には学士(専門職)を、修士には修士(専門職)、法務博士(専門職)及び教職修士(専門職)をそれぞれ含みます。なお、短期大学士は対象となりません。
- ※<sup>5</sup> 在職証明書は、勤務した日本語教育機関に文部科学省指定様式(33 ページ及び以下 URL に掲載)での作成を依頼してください。指定様式以外での提出は認められません。  
(在職証明書様式) [20240327-ope\\_dev-000034832\\_2.docx](#)
- ※<sup>6</sup> 「現職者」の要件を満たしていないため「試験ルート」で出願及び受験して合格し、その後経過措置期間中に「現職者」の要件を満たした場合は、登録日本語教員の登録申請の際に、「経過措置 F ルート」扱いとすることもできます。この場合、登録日本語教員登録申請時に試験の合格証書(写し)と在職証明書(写し)を提出することで、登録実践研修機関における実践研修が免除されます。ただし、経過措置が終了する令和11年3月31日(土)までに登録日本語教員の登録申請を行う必要があります。
- ※<sup>7</sup> 経過措置に係る経験者講習 I・II は出願前にあらかじめ受講して修了し、修了証の発行を受けておく必要がありますのでご注意ください。
- ※<sup>8</sup> 修了した日本語教員養成課程等が養成機関ルート・Cルート・D-1ルートのいずれに該当するかについては、出願前に当該課程等を実施した機関(大学等)にご確認ください。なお、養成機関ルート・C ルート・D-1 ルートのいずれにも該当せず、D-2 ルートに該当するかを確認したい場合は養成課程等の修了証を添付して試験センターまでメールでお問い合わせください。

#### 【提出の際の注意事項】

修了証書や証明書に記載の氏名が出願時の氏名と異なる場合は、変更や通称名の使用が分かる証明書(戸籍全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]等)を提出してください。なお、出願の際には旧姓を併記することができます(9ページ 3.出願手続き【出願の流れ】参照)が、旧姓を併記していても、提出する修了証書等の氏名が現在の戸籍上の氏名と異なる場合は、変更がわかる証明書(上記戸籍抄本等)の提出は必要です。

### 3. 出願手続

出願期間:令和 8 年 7 月 13 日(月)10時00分~8 月 21 日(金)23時59分

受験料納付(電子納付)期限 :令和 8 年 9 月 18 日(金)23時59分

受験料納付(収入印紙郵送)期限 :令和 8 年 9 月 18 日(金)消印有効

#### 【事前に用意するもの】

##### ・顔写真データ

6 か月以内に撮影した、無帽、無背景の顔写真データを準備してください。

※本人確認が困難な写真は受理できません。

(受理できない例:帽子やサングラス、マスクを着用した写真、前髪で目や顔が隠れている写真、プリクラ等加工の強いもの等)

※写真はそのまま受験票に印刷されます。

※カラー・白黒は問いません。

※試験当日に眼鏡をかけて受験する場合でも、眼鏡をかけた状態の写真である必要はありませんが、試験当日の本人確認時に眼鏡を外していただき確認させていただく場合があります。

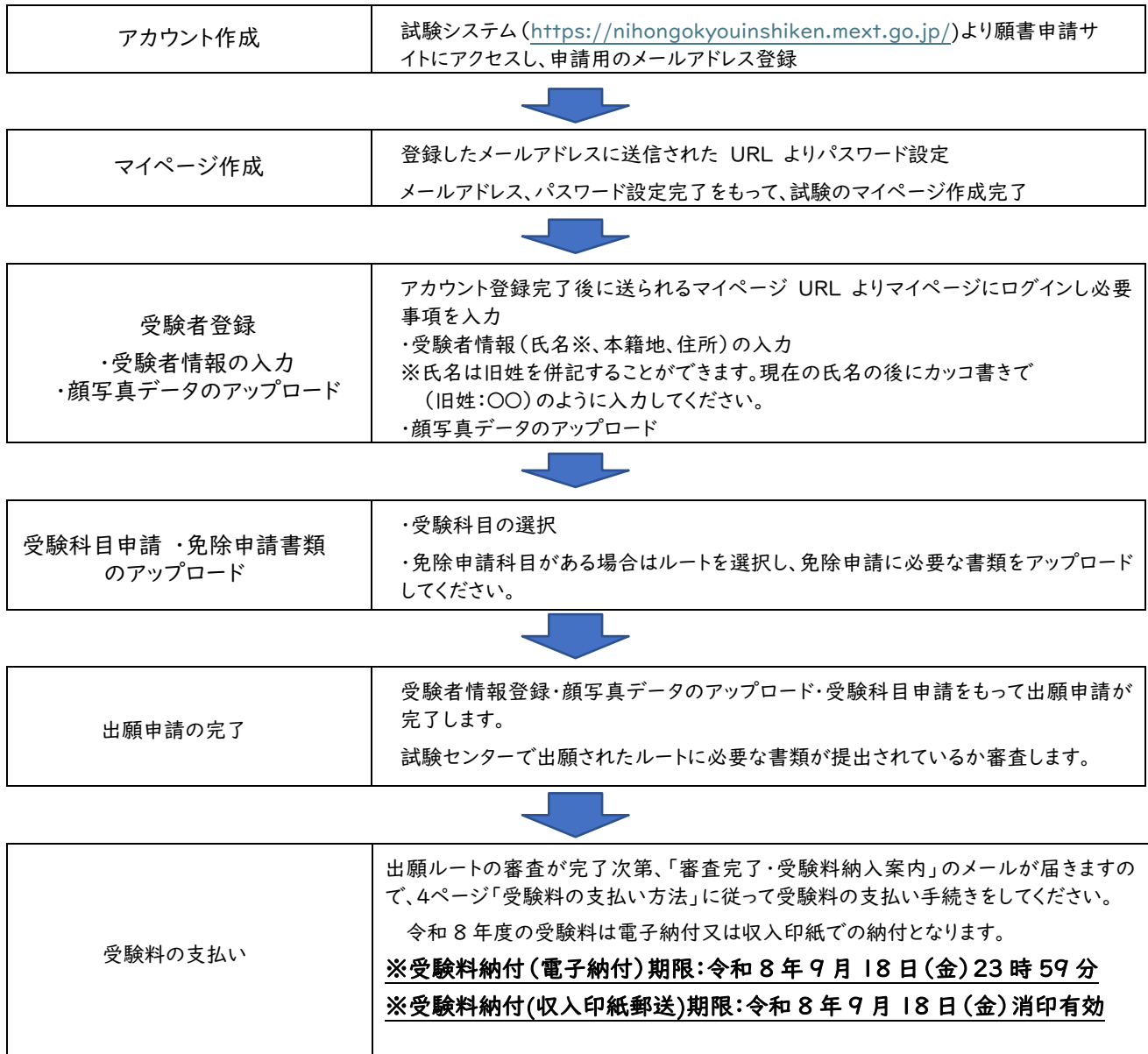
※データ形式は「JPEG」、データサイズは「10MB 以下」としてください。

##### ・試験免除に必要な書類

具体的な書類は 6 ページ「2. 出願時の提出書類」を確認してください。

※試験システム上にアップロードするため、あらかじめ PDF などにデジタルデータ化してください。

## 【出願の流れ】



### 注意事項

- \*出願は、申込最終日(令和8年8月21日(金))の23時59分まで行うことができます。
- \*申込最終日は、試験システムへのアクセスが集中してつながりにくくなる場合がありますので、早めに出願してください。
- \*出願完了後は、登録内容の変更は原則としてできません。誤った内容による出願であってもその内容に基づき判定されます。特に受験ルート(資格取得ルート)、免除要件、提出書類に誤りがあった場合には、合格点に達していても不合格となる場合がありますので、ご注意ください。
- \*出願時に入力した情報は、本試験に関わる業務にのみ使用します。
- \*審査期間は約7~10営業日前後かかる可能性がありますので、余裕を持った申請をお願いいたします。
- \*出願書類に不備がある場合は審査に時間がかかることがあります。
- \*個人情報保護方針については、主催者 試験システム「個人情報保護について」(<https://cdn.nihongokyouinshiken.mext.go.jp/privacypolicy.pdf>)をご覧ください。
- \*出願をもって、個人情報保護方針の記載事項全てに同意したものとみなします。

## 4. 身体上の障害等にかかる特別措置(受験上の配慮)について

身体上の障害等により、特別措置(受験上の配慮)を希望する場合は、以下2点を提出してください。

- ・P27～P28 の日本語教員試験身体障害者等受験特別措置申請書
- ・P29～P32 の該当する障害種別の診断・意見書

※**診断・意見書は提出時点で、発行から半年以内のものをご用意ください。**

※医師の診断書がない場合は、特別措置(受験上の配慮)を認められませんのでご注意ください。

※令和 7 年度試験の際に文部科学省が発行した「身体障害者等受験特別措置の決定について(通知)(以下「通知書」という。)」を、今回の特別措置申請書類としての診断書の代わりに使用することができます。(通知書とともに、P27～P28 の「日本語教員試験身体障害者等受験特別措置申請書(以下「特別措置申請書」という。)」の提出も必要となりますので、ご注意ください。)なお、当該通知書にて申請できる特別措置は、通知書に記載された措置内容の範囲内となりますので、追加の措置を希望する場合は、再度現在の症状についての診断書が必要となります。また、前回の申請時から今回の出願までの間に、客観的に見て状態の変化が認められると想定される場合には、通知書を提出した場合であっても、新たに診断書の提出を求められます。

※出願期間後の特別措置申請は受け付けません。(不慮の疾病を除く)

※会場の都合、診断書の内容によっては、申請していただく特別措置の希望に添えない場合があります。

※試験中に**補聴器**を使用する場合は、出願時において特別措置の申請が必要です。

### 【各障害種別の主な配慮内容】

#### ■視覚障害

- ・点字による解答(試験時間 1.5 倍)(別室)
- ・文字による解答(試験時間 1.3 倍)(別室)
- ・文字による解答(試験時間延長なし)(別室)
- ・拡大文字問題冊子の配布(14 ポイント、A3 版)
- ・拡大鏡等の持参使用
- ・窓側の明るい座席を指定
- ・照明器具の持参使用
- ・点字器等の持参使用

#### ■聴覚障害

- ・注意事項等の文書による伝達
- ・座席を前列に指定
- ・補聴器の持参使用
  - ※無線通信機能(FM 電波や Bluetooth 等)を用いた補聴援助システムは使用できません。
- ・人工内耳の使用

#### ■肢体不自由・病弱・その他

- ・チェックによる解答(試験時間 1.3 倍)(別室)
- ・チェックによる解答(試験時間延長なし)(別室)
- ・インスリンポンプの使用
- ・別室の設定(2 人以上 10 人以下の試験室)
- ・試験室を 1 階に設定
  - ※試験会場に 1 階の試験室がない場合は、代替措置として「エレベーターの使用の許可」を特別措置として設定することがあります。
- ・トイレに近接する試験室に指定

- ・特製機の持参使用
- ・車椅子の持参使用
- ・杖の持参使用
- ・試験室入り口までの付添者の同伴
- ・試験場への乗用車での入構

※「拡大鏡等の持参使用」「杖の持参使用」のみを希望する場合は、医師の診断書は必要ありません。

## 5. 受験票について

本試験では、受験票を試験システム上の「マイページ」よりPDF形式で発行します。

マイページ上で受験票のダウンロードが可能になりましたらメールでご連絡します(10月中旬を予定)ので、試験当日までにA4サイズの紙に出力印刷し、当日会場に必ずご持参ください。

\*受験票をスマートフォン、タブレットにダウンロードして持ち込むことは不可とします。必ず紙に印刷したものを  
持ちください。

\*受験票は応用試験(聴解)終了後、回収します。

\*受験票の郵送は行いませんので、ご注意ください。



## 6. 試験当日の注意事項

### ■注意事項

<p>持参物</p>	<p>試験当日は、下記のものをご持参ください。なお、下記のもの以外は机上に置けません。</p> <p>① 受験票 令和8年10月中旬に受験票公開の通知がありましたら、マイページ上からPDF形式の受験票をダウンロードし、A4サイズで印刷してください。スマートフォン、タブレットにダウンロードしたものを提示するのは不可です。</p> <p>② 筆記用具(H、F、HBの鉛筆又はシャープペンシル(ボールペンは不可)、プラスチック消しゴム)</p> <p>③ 時計(次の物は不可:辞書機能や通信機能のあるもの、スマートウォッチ、携帯電話・スマートフォンの時計、秒針音のあるもの、大型の置時計※等) ※概ね幅・高さ・奥行きのうち、一つでも20cmを超えるもの</p> <p>ほか、P14「■試験時間中、机の上に置けるものについて」参照</p>
<p>試験会場の開場及び入室時間</p>	<p>令和8年11月8日(日)</p> <p>9時00分から9時40分までに入室してください。 (9時40分から注意事項等の説明を始めます。)</p> <p>※基礎試験免除の方は、12時00分から13時00分までに入室してください。</p>
<p>試験室への入室</p>	<p>① 試験室内の座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で十分確認し着席してください。</p> <p>② 着席後は、試験監督員から受験番号が見えるように、受験票を机上通路側に置いてください。</p>
<p>昼食</p>	<p>① 自席で食事をとられる場合には、黙食をお願いします。</p> <p>② 試験会場に設置されているゴミ箱は使用禁止です。弁当の容器、空き缶等のごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください。(駅や近隣商店のごみ箱に捨てないでください。)</p>

### ■試験会場に関する禁止事項等

- (1) 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。
- (2) 試験会場内の下見及び試験会場への直接の問い合わせは行わないでください。電話による道順の案内等も行いません。
- (3) 試験会場では、電話の呼出しはできません。
- (4) 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。
- (5) 試験会場及びその周辺には駐車駐輪はできません。また、試験会場近隣店舗等の無料駐車場への駐車駐輪は、営業妨害となります。必ず公共交通機関を利用してください。自家用車やタクシー等での送迎も禁止します。送迎等による路上駐車、渋滞等は、周辺住民の迷惑となります。当日の違法駐車駐輪は、道路交通法によるレッカー移動等、警察署の厳しい取り締まりがあります。また、近隣からの苦情があった場合、直ちに通報します。
- (6) 試験会場では、他の受験者の妨げにならないように、試験時間外であっても静粛にしてください。
- (7) 試験室から退室の際は、忘れ物がないよう注意してください。
- (8) 貴重品等の紛失物のトラブルについては、一切責任を負いません。
- (9) 試験会場には受験者及び試験関係者以外は立ち入れません。
- (10) 試験問題冊子の持ち帰りはできません。
- (11) 試験時間中に日常的な生活騒音等(監督者の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、携帯電話や時計の短時間の鳴動、周囲のチャイム音など)が発生した場合でも救済措置はありません。

## ■遅刻について

- (1) 基礎試験、応用試験(読解)について、試験開始時刻に遅刻した場合は、20分までの遅刻に限り受験を認めます。試験を開始してから20分以内に試験室に入室していない場合は受験することができません。遅刻が20分以内であっても遅刻した時間に係る試験時間の延長はありません。
- (2) 応用試験(聴解)については、試験の性質上、遅刻は一切認めません。

## ■途中退室について

- (1) 試験時間中は試験監督者の指示が出るまで試験室を退出することはできません。ただし、トイレに行きたい場合や体調が悪くなった場合は試験監督者に申し出てください。
- (2) 試験中にトイレに行ったり、体調が悪くなったりした場合に手当てを受けるなど静養した後に、試験室に戻って解答を再開することができますが、試験時間の延長は行いません。また、静養する場合は、荷物を持っていくことはできません。

## ■試験時間中、机の上に置けるものについて

- (1) 受験票
- (2) 黒鉛筆(H、F、HB)、シャープペンシル(鉛筆のキャップ、シャープペンシルの芯を含む)
- (3) プラスチック製の消しゴム
- (4) 鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
- (5) 時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型の置時計※は不可) ※概ね幅・高さ・奥行きのうち、一つでも20cmを超えるもの
- (6) 眼鏡、ハンカチ(カンニングと疑われるような文字の記載のあるものは不可)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけ取り出したもの)
- (7) 試験時間中、病気・負傷や障害等により机の上に置けるもの((1)~(6))以外のものを使用したい場合は、受験上の配慮の申請(PIO)が必要になる場合がありますので、出願前に試験センターまでお問い合わせください。

## ■試験時間中の所持品の取り扱いについて

- (1) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類は使用してはいけません。
- (2) これらの電子機器類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすると不正行為となることがあります。なお、イヤホンについては耳に装着していれば使用しているものとして不正行為となります。
- (3) 試験時間中に使用してはいけない(1)の電子機器類は、着席時刻までに必ずアラームの設定を解除し、電源を切っておいてください。試験時間中にかばん等の中でスマートフォン等の着信音やマナーモードの振動音などが発生した場合には、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し、試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。
- (4) 耳栓は、試験監督者の指示が聞こえない場合がありますので、使用できません。
- (5) 補聴器の使用は出願時に特別措置の申請が必要です(10ページ4. 身体上の障害等にかかる特別措置(受験上の配慮)についてを参照)。
- (6) 試験室内で、コート類を着用しても差し支えありません。
- (7) 座布団、クッション、タオル、ひざ掛け、手袋(多汗症用を含む。)の使用を希望する場合は、試験開始前に監督者に申し出て許可を得てから使用してください。
- (8) 水分補給のため、蓋付ペットボトル入りの飲料を持ち込んで飲むことはできますが、机の上に飲料を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。ペットボトル以外のビン、カン、紙パック、マイボトル等は認めません。なお、ペットボトルのラベルはあらかじめ剥がすこととし、カバーの使用は認めません。

## ■試験時間中の試験監督者の巡視について

試験時間中、試験監督者が試験室内の巡視を行います。その際、試験監督者が顔を上げるよう指示することや、マスクや眼鏡、帽子等を一時的に外すよう指示することなどがあります。  
また、不正行為に見えるような行為は、試験監督者が注意する場合があります。

## ■不正行為の対応について

- (1) 日本語教員試験の試験問題は文部科学省の機密情報かつ著作物であり、法令により保護されています。

これらを複製、録画、録音、筆写、記憶等による再現等の方法で持ち出し、公開・共有・伝達することは一切禁止します。違反した場合は、警察への通報を含む法的措置を講じることがあります。  
また、試験時間中及び試験終了後に漏洩等が確認された場合は、当該者を特定の上、試験を無効としますので十分にご注意ください。

- (2) 不正行為が判明した場合や、申請に当たって虚偽又は不正な事実が認められた場合は、その受験を停止又は試験を無効とします。また、次回以降の受験を認めない場合があります。
- (3) 不正行為により試験に合格し、登録日本語教員に登録され、その後不正行為が判明した場合、登録が取り消されるとともに、以降5年間は登録できなくなります。  
※このほか、試験会場での指示事項及び試験監督者・係員の指示等は必ず守ってください。指示に従わないときには、試験の停止等の措置を取ります。
- (4) 試験中の私語（問題文や解答の音読その他の発声）を一切禁止します。特に聴解試験中は質問等による発言も禁止しますので、試験実施上の不具合がある場合は挙手により監督員へ知らせてください。これらの禁止事項に違反した場合は、試験の公正な実施を妨げる行為として不正行為とみなし、警告、退室、失格その他の措置を行うことがあります。

#### ■携帯電話を含む通信機器等の取扱いについて

不正行為等の防止の観点から、試験中（説明開始から「試験終了の宣言」（解答用紙の回収・確認完了）まで）に携帯電話、スマートウォッチ等の通信機器を身に付けていた場合、又はこれらの使用が確認された場合には、当該試験を無効とします。

※携帯電話を含む通信機器等の電源の切り方やアラーム等の止め方は、必ず事前に確認しておいてください。

#### ■交通機関の遅延や災害時の対応

交通機関の遅延が発生した場合でも、原則として試験は定時に開始します。交通障害等による延着も遅刻となりますので、各会場への交通手段、所要時間をあらかじめ確認し、時間に余裕をもって来場してください。ただし、災害や大幅な交通機関の乱れにより、交通機関がストップし多くの受験者が試験会場に到着できない場合は、試験開始時間を繰り下げ、または試験を中止する場合があります。

その場合、試験終了時間も変更となり、中止となった場合には、改めて試験日を定める場合があります。

ご案内は、日本語教員試験システムのトップページで行います。

#### ■その他

- (1) 試験当日、体調不良等により欠席する場合、試験センターに連絡する必要はありません。
- (2) 欠席した場合は、原則として試験日の変更や再試験の措置はありません。  
※基礎試験の受験が必要な対象者が、基礎試験を欠席し応用試験のみ受験した場合は採点が行われず、試験全体が不合格となります。
- (3) 応用試験（聴解）の実施に当たっては、終了時刻を延長することがあります。また、応用試験（聴解）は、試験の最後に実施しますので、特に遠方から試験会場にお越しの際は、帰宅に当たって、余裕を持ったスケジュールを組んでいただくようお願いします。
- (4) 試験会場によっては、時計が設置されていないことがありますので、13 ページ6. 試験当日の注意事項における持参物の記載を参考に時計は各自で持参するようお願いします。また、仮に試験会場に時計が設置されている場合であっても、試験時間は試験監督員の時計にて計測します。

## 7. 結果通知

試験の結果通知日：令和8年12月18日（金）（予定） ※通知日は変更される場合があります。

通知方法：試験システム上の「マイページ」よりご確認いただけます。

※課程の修了見込みで受験した場合は、合格点を得ていても「仮合格」扱いとなります。仮合格につきましては、16 ページ8. 仮合格についてをご覧ください。

※結果通知書の郵送は行いませんので、ご注意ください。

## 8. 仮合格について

課程の修了見込み及び学位の取得見込みで受験した場合は、合格点を得ていても「仮合格」扱いとなります。養成課程等の修了証明書(写し)もしくは学位証明書(写し)を令和9年4月30日(金)までに提出(マイページよりアップロード)してください。期日までに提出しなければ、「仮合格」は取消となります。なお、試験結果通知後の修了証明書等の提出方法は、今後別途公開されるマニュアルをご確認ください。

## 9. 合格証書について

合格者には、試験結果通知日にマイページ内より合格証書のダウンロードができるようになります。令和9年5月31日(月)までにマイページにアクセスいただき、ご自身でダウンロードをお願いします。

仮合格から合格になった対象者は、修了証明書(写し)等の提出から約1週間後～令和9年5月31日(月)の期間、マイページ内より合格証書をダウンロードできます。

※合格証書の郵送は行いませんので、ご注意ください。

## 10. 登録日本語教員の登録について

登録日本語教員の登録を受けるためには、日本語教員試験の合格後、実践研修を免除される方を除き、登録実践研修機関による実践研修を修了いただく必要があります。

登録実践研修機関による実践研修または登録日本語教員の登録申請については、文部科学省ホームページ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_02668.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02668.html))をご確認ください。

## 11. 受験ルート(資格取得ルート)及び受験科目の免除について

登録日本語教員の資格取得ルート(日本語教員試験の受験ルート)には、養成機関ルート、試験ルート、及び経過措置ルート(C・D-1・D-2・E-1・E-2・F ルート)があります。各ルートの適用要件及び受験科目については参考資料1~4)で確認してください。

受験ルートにより、受験科目の一部もしくは全部の免除を受けることができます。免除の可否は、出願時の提出書類(6ページ「2. 出願時の提出書類」参照)を基に審査し、免除要件を満たしていることが確認できた場合に認められます。【出願ルート選択に当たっての注意】

出願に当たっては、受験者本人が各ルートの要件を十分に確認し、該当するルートで申請してください。要件を満たさないルートで出願・受験した場合は、合格点を得ても不合格となります。

また、卒業見込み・修了見込み等の「見込み」による申請は、出願時点で要件確認に必要な書類を提出できないため、当該ルートでの出願妥当性を事前に判断できません。見込みにより受験し、後日、要件を満たしていないことが確認された場合は、合格点を得て仮合格となっても取り消しになりますので、必ず要件を確認の上出願してください。

なお、「見込み」による申請が認められているものは、養成機関ルートに該当する課程の修了(修了見込み)、C ルートに該当する課程の修了(修了見込み)、C ルート申請時における学位の取得(卒業見込み)のみとなっています。

その他、以下に誤ったルートで申請し、不合格となった例を示しますので、参考にしてください。

### 【 誤ったルートで申請をし、不合格となった例 】

- ・ 大学3年生時に C ルートにて受験(課程修了見込み及び学位取得見込みで受験した場合、翌年4月末日までの学位取得証明書と課程修了証の提出が求められますので、試験実施年度内の学位取得(卒業)が必要になります。大学3年生時に受験しても通常は翌年4月末日までに学位を取得(卒業)できないため、仮合格を合格にすることはできず、仮合格が取り消しとなります。)
- ・ 短期大学や高等専門学校卒業者が C ルート、D-1 ルート、D-2 ルートで申請(学士以上の学位の取得が確認されない場合は要件を満たさず不合格となります。)
- ・ 養成課程等の修了見込みとして養成機関ルートで出願したが、実際には C ルートに該当する養成課程を修了(仮合格となっても学士以上の学位の取得が確認されない場合は仮合格取り消しとなります。)
- ・ 養成課程等の修了見込みとして C ルートで出願したが、実際には D-1 ルートに該当する養成課程を修了(仮合格となっても、経験者講習を修了した現職者でない場合は不合格となります。)

## ■受験ルートの適用要件及び措置内容について

### ○養成機関ルート

以下の要件を満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。

**要件** 登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で該当する課程を修了し、所定様式で発行された養成課程修了証書を得ている、もしくは令和9年4月30日までに当該養成課程を修了し所定様式で発行された修了証書を提出できる見込みであること。

※登録日本語教員養成機関とは、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための日本語教員養成課程を実施する者として文部科学大臣の登録を受けた機関です。

<https://www.nihongokyoku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

※様式（養成課程修了証書） [20260305-mxt\\_nihongo01-000047678\\_30002.docx](#)

### ○試験ルート

養成課程を経ていない方は日本語教員試験の基礎試験及び応用試験を受験する必要があります。なお、合格後に登録日本語教員の登録を行うには、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了する必要があります。

### ○経過措置ルート

現職の法務省告示機関で告示を受けた課程の日本語教員の方を中心に、新たな制度への円滑な移行と負担の軽減の観点から、一定の要件を満たす場合には、日本語教員試験や実践研修を免除する経過措置を設けています。経過措置は、対象となる方の属性に応じ、C、D-1、D-2、E-1、E-2、F の6つのルートがあります。自分がどの経過措置ルートに該当するかについては参考資料1～4を参考にしてください。なお、複数の経過措置ルートに該当する方は、どのルートの経過措置の適用を受けるか選択してください。

各経過措置ルートについて、該当者の要件と措置の内容は以下の通りです。

#### ① C ルート

令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。

**要件1** 「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」として文部科学省の確認を受けた日本語教員養成課程等(※)を修了していること。

※これに該当する養成課程等は、以下 URL のホームページにおいて公開しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/kyoiku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)

**要件2** 学士、修士、又は博士の学位(学士(専門職)及び専門職学位を含み、及び外国のこれらに相当する学位を含む。以下同じ。)を有すること。

## ② D-1 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅱを受講し、修了する必要があります。

**要件1** 現職者(※)であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。(複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。)ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。なお、この際における1年以上の経験は、出願時点までに満たしている必要があります。

**要件2** 「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」として文部科学省の確認を受けた日本語教員養成課程等(※)を修了していること。

※これに該当する養成課程等は、以下URLのホームページにおいて公開しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/kyoiku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)

**要件3** 学士、修士、又は博士の学位を有すること。

## ③ D-2 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅰ・Ⅱを受講し、修了する必要があります。

**要件1** 現職者(※)であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。(複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。)ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。なお、この際における1年以上の経験は、出願時点までに満たしている必要があります。

**要件2** 現行告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等(※)を修了していること。

※日本語教育機関の告示基準第一条第一項第十三号イ、ロ又はニに該当する養成課程等。

**要件3** 学士、修士、又は博士の学位を有すること。

#### ④ E-1 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と応用試験、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅰ及び講習Ⅱを受講し、修了する必要があります。また、基礎試験と応用試験の両方が免除されますが、登録日本語教員になるためには、手数料を支払って日本語教員試験に出願し、経過措置の対象であることの確認を受け、日本語教員試験の合格証書入手する必要があります。

**要件1** 現職者(※)であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。(複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。)ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。なお、この際における1年以上の経験は、出願時点までに満たしている必要があります。

**要件2** 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験(昭和62年4月1日から平成15年3月31日の間に実施されたもの)に合格したこと。

#### ⑤ E-2 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と応用試験、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅱを受講し、修了する必要があります。また、基礎試験と応用試験の両方が免除されますが、登録日本語教員になるためには、手数料を支払って日本語教員試験に出願し、経過措置の対象であることの確認を受け、試験の合格証書入手する必要があります。

**要件1** 現職者(※)であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。(複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。)ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。なお、この際における1年以上の経験は、出願時点までに満たしている必要があります。

**要件2** 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験(平成15年4月1日から令和6年3月31日の間に実施されたもの)に合格したこと。

## ⑥ Fルート

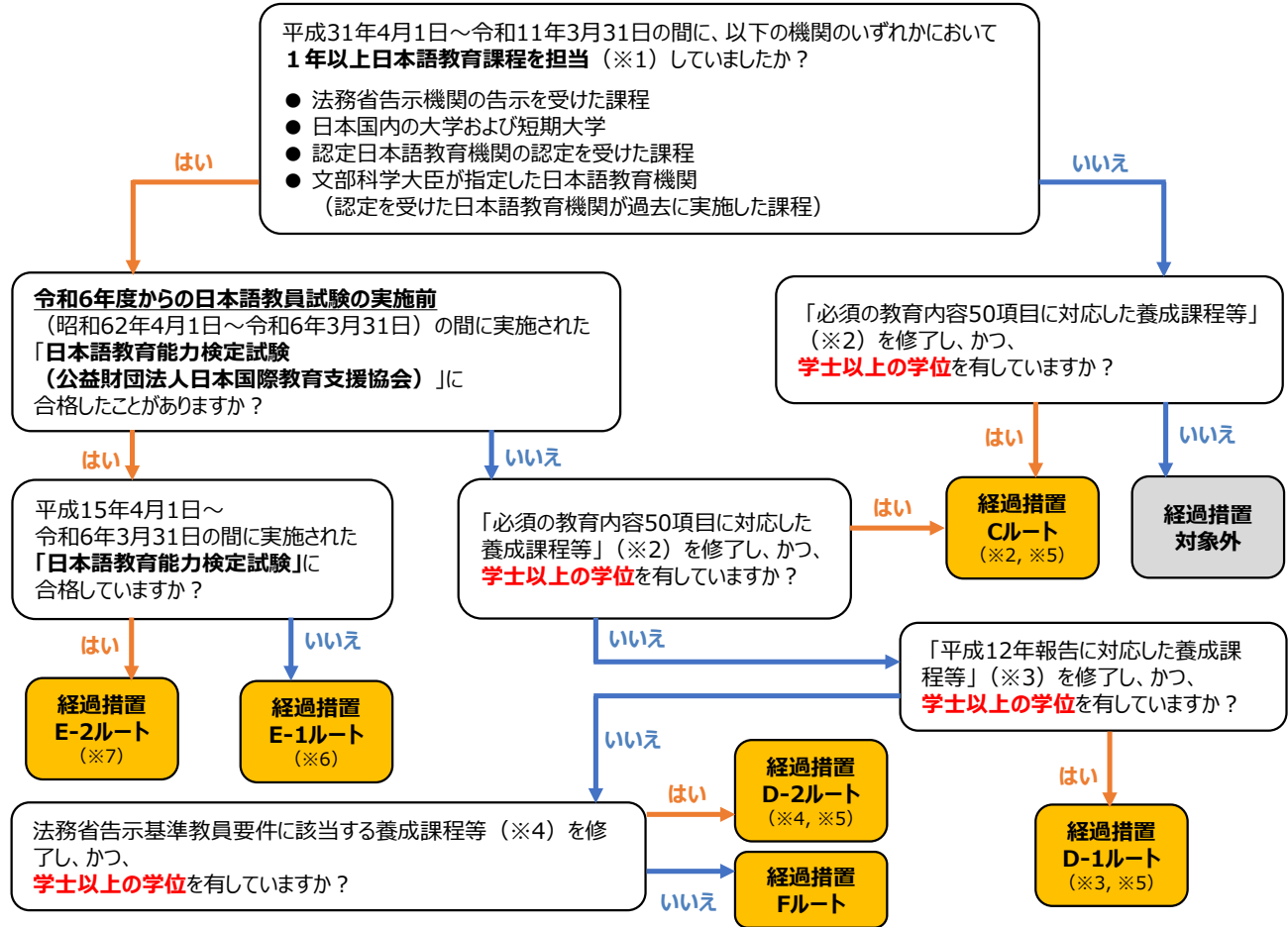
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下の要件を満たす方は、実践研修が免除されます。

**要件** 現職者(※)であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。(複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。)ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。なお、この際における1年以上の経験は、出願時点までに満たしている必要があります。

# 経過措置ルート判定ガイド図

[現時点ではなく、日本語教員試験（令和8～10年度）の出願時点を想定して選んでください]



※1 平成31年4月1日～令和11年3月31日の間に、以下の機関のいずれかにおいて1年以上日本語教育課程を担当している必要があります。

- 法務省告示機関の告示を受けた課程
  - 日本国内の大学および短期大学
  - 認定日本語教育機関の認定を受けた課程
  - 文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）
- 複数の日本語教育機関での経験を合計（雇用期間が重なっている日を除く）して1年以上となる場合も該当します。

※2 Cルートに該当する日本語教員養成課程等(必須の教育内容 50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	【参考】登録実証研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間
〇〇大学		●			日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日
			●		日本語教員養成講座	令和3年4月1日～
				●	日本語教員養成コース	令和7年4月1日～

例：〇〇大学において「日本語教員養成講座」を令和3年4月1日以降に受講開始し、修了している必要がある。  
登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について>確認結果

※3 D-1ルートに該当する日本語教員養成課程等(平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	【参考】登録実証研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間
〇〇大学		●			日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日
			●		日本語教員養成講座	令和3年4月1日～
				●	日本語教員養成コース	令和7年4月1日～

例：〇〇大学において「日本語教育コース」を平成25年4月1日～令和元年9月30日の間に受講開始し、修了している必要がある。（修了時期は当該期間内である必要はない。）  
登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について>確認結果

※4 D-2ルートに該当する日本語教員養成課程等を修了している必要があります。上記Cルート及びD-1ルートに該当しない日本語教員養成課程等については、文部科学省でD-2ルートに該当するかを確認する必要がありますので、修了証等を添付しnihongo@mext.go.jpまでお問合せください。

※5 Cルート、D-1ルート、D-2ルートは学士以上の学位(学士・修士・博士)を有している必要があります。

※短期大学士・准学士・専門士・高度専門士は不可です。海外で取得した学位は可です。

※6 E-1ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が昭和62年4月1日から平成15年3月31日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格していることが必要です。

※7 E-2ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が平成15年4月1日から令和6年3月31日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格していることが必要です。

(参考資料2) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_00219.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00219.html)

### 登録日本語教員の資格取得ルートに関する要件

要件 ルート	経過措置期間	①現職経験	②日本語教員養成課程	③学位	④日本語教育能力検定試験	⑤経験者講習		日本語教員試験 ※10		実践研修	登録日本語教員の登録申請
						講習Ⅰ	講習Ⅱ	基礎試験	応用試験		
養成機関	-	-	要修了 ※5	-	-	-	-	免除	要受験	免除 又は 要修了 ※5	→
試験	-	-	-	-	-	-	-	要受験	要受験	要修了 ※12	→
経過措置	C	令和15年3月31日まで	-	要修了 ※2	要 (学士以上) ※6	-	-	免除	要受験	免除	→
	D-1	令和11年3月31日まで	要 (1年以上) ※1	要修了 ※3	要 (学士以上) ※6	-	要修了 ※9	免除	要受験	免除	→
	D-2	令和11年3月31日まで	要 (1年以上) ※1	要修了 ※4	要 (学士以上) ※6	-	要修了 ※9	免除	要受験	免除	→
	E-1	令和11年3月31日まで	要 (1年以上) ※1	-	-	要合格 ※7	要修了 ※9	要出願・受験免除 ※11	要受験	免除	→
	E-2	令和11年3月31日まで	要 (1年以上) ※1	-	-	要合格 ※8	要修了 ※9	要出願・受験免除 ※11	要受験	免除	→
	F	令和11年3月31日まで	要 (1年以上) ※1	-	-	-	-	要受験	要受験	免除	※13

※1 平成31年4月1日～令和11年3月31日の間に、以下の機関のいずれかにおいて1年以上日本語教育課程を担当している必要があります。

●法務省告示機関の告示を受けた課程

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07\\_00217.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00217.html)

●日本国内の大学および短期大学

●認定日本語教育機関の認定を受けた課程

<https://www.nihongokyoiku.mext.go.jp/top/guide-japanese-language-institution>

●文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_03222.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03222.html)

※2 Cルートに該当する日本語教員養成課程等(必須の教育内容 50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	【参考】登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間
	〇〇大学	●	●	●	日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日
	〇〇大学	●			日本語教師養成講座	令和3年4月1日～
	〇〇大学			●	日本語教師養成コース	令和7年4月1日～

例:〇〇大学において「日本語教師養成講座」を令和3年4月1日以降に受講開始し、修了している必要がある。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/kyoiku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について>確認結果

※3 D-1ルートに該当する日本語教員養成課程等(平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	【参考】登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間
	〇〇大学	●	●	●	日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日
	〇〇大学	●			日本語教師養成講座	令和3年4月1日～
	〇〇大学			●	日本語教師養成コース	令和7年4月1日～

例:〇〇大学において「日本語教育コース」を平成25年4月1日～令和元年9月30日の間に受講開始し、修了している必要がある。(修了時期は当該期間内である必要はない。)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/kyoiku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について>確認結果

※4 D-2 ルートに該当する日本語教員養成課程等を修了している必要があります。上記 C ルート及び D-1 ルートに該当しない日本語教員養成課程等については、文部科学省で D-2 ルートに該当するかを確認する必要がありますので、修了証等を添付し nihongo@mext.go.jp までお問合せください。

※5 登録日本語教員養成機関の登録を受けた課程を修了している必要があります。なお、当該課程と登録実践研修機関の登録を受けた実践研修が一体的に実施されている課程を修了した場合は、実践研修が免除されます。養成機関ルートの対象となる課程は、以下①②いずれも満たすか確認してください。

①「日本語教育機関認定法ポータル」内、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関案内にて学校名等・課程名を確認。

<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

②養成課程修了証書が法令に基づく様式であることを確認

(修了見込みの場合は規定様式で養成課程修了証書が発行される課程であることを学校に確認)。

【様式】[https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/505M60000080039/619867\\_1/pict/2FH00000071182.pdf](https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/505M60000080039/619867_1/pict/2FH00000071182.pdf)

※6 C ルート、D-1 ルート、D-2 ルートは学士以上の学位(学士・修士・博士)を有している必要があります。

※短期大学士・準学士・専門士・高度専門士は不可です。海外で取得した学位は可です。

※7 E-1 ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が昭和 62 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格していることが必要です。

※8 E-2 ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が平成 15 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格していることが必要です。

※9 D-1 ルート、D-2 ルート、E-1 ルート、E-2 ルートで出願する場合は、経過措置のための講習【経験者講習】をあらかじめ修了し、出願の時点で、他の出願書類とともに修了証の提出をする必要があります。申し込み方法等詳細は以下リンク先をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_02845.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02845.html)

※10 日本語教員試験 Web サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html)

※11 E-1・E-2 ルートに該当する方は「基礎試験」「応用試験」とも免除されますが、日本語教員試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要です。

※12 実践研修は登録実践研修機関(以下リンク先の一覧表内「実践研修機関登録番号」欄に登録番号の記載がある機関)で受けることができます。

<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

※13 登録申請は、「日本語教育機関認定法ポータル」の「申請・届出」メニューから行います。

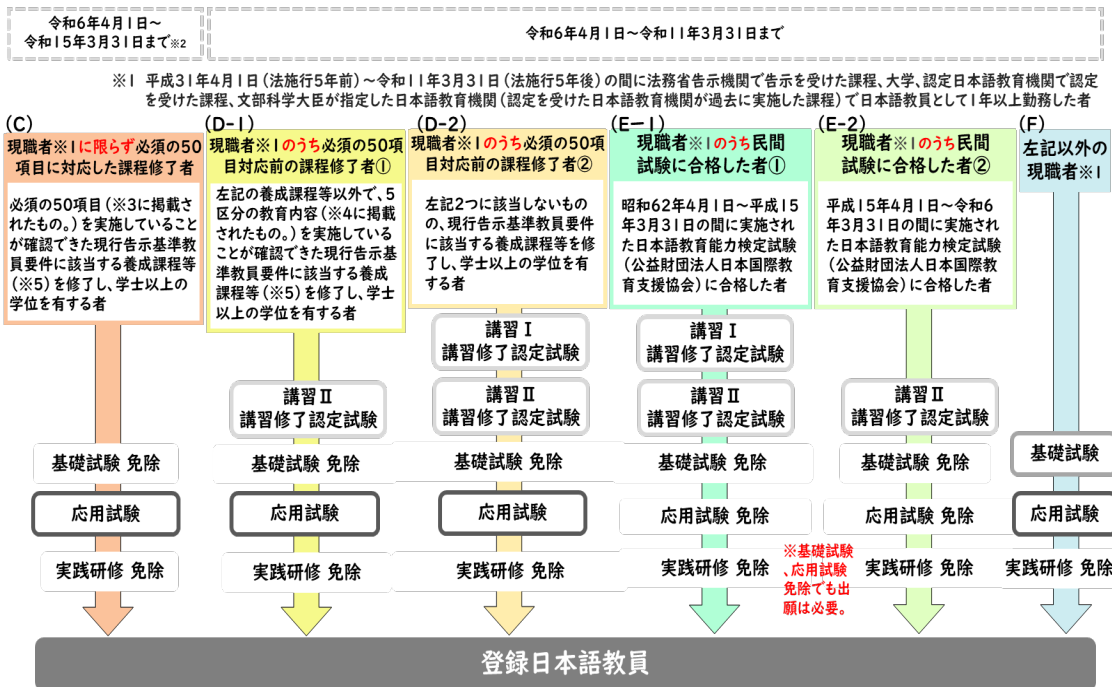
<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/application/top>

### 登録日本語教員の資格取得ルート



### 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

経過措置期間



## 12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、適切に取り扱います。
- (2) 文部科学省は、出願にあたり試験システムマイページに記載された事項について日本語教員試験の実施に係る業務及び登録日本語教員の申請に係る業務に使用します。
- (3) 在職証明書等の提出書類に不明点がある場合、発行機関に連絡し確認することがあります。
- (4) 文部科学省は、上記の個人情報を、日本語教員試験の改善のための調査・研究の資料としても利用することがあります。調査・研究結果の公表に際しては、個人が特定できないように処理します。
- (5) 文部科学省は、上記の各種業務での利用にあたって、一部の業務を文部科学省より当該業務の委託を受けた業者において行うことがあり、この場合は、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる範囲で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供することがあります。
- (6) 試験時間中において不正行為やほかの受験者の迷惑になる行為等があった場合、状況によっては警察等へ連絡することがあります。

## 13. 問合せ先

出願にあたり不明な点等がありましたら、下記の日本語教員試験センター連絡先までお問い合わせください。  
※試験実施については、文部科学省より外部業者へ委託しています。

〈日本語教員試験センター〉

E-mail: [nihongokyouin@shiken-jimu.jp](mailto:nihongokyouin@shiken-jimu.jp)

TEL: 050-3106-4945 (令和8年7月13日(月)10:00から開通・平日: 9:30~18:15受付)

## 14. CBT方式による試験の試行調査(プレテスト)の実施等について

令和8年度の日本語教員試験は従前どおり紙媒体により実施しますが、令和9年度以降の日本語教員試験については受験機会の拡大等の観点から、コンピュータによる試験(CBT方式)への移行を検討しています。

この検討の参考とするため、令和9年2月にCBT方式による試験の試行調査(プレテスト)を実施する予定です。

**なお、このCBT方式による試行調査(プレテスト)は、本試験とは別に実施するものであり、合格・不合格の判定は行いません。**

試行調査(プレテスト)の詳細については、令和8年10月頃に日本語教員試験のホームページでお知らせする予定です。

受験番号

※文部科学省記入欄

## 令和8年度日本語教員試験 身体障害者等受験特別措置申請書

●受験者氏名等(太線内に必要事項を記入してください。)

フリガナ	<input style="width: 80%;" type="text"/>
受験者氏名	<input style="width: 80%;" type="text"/>

★注意！

・医師の診断書が無い場合は特別措置を認められませんので御注意ください。  
・会場の都合、診断書の内容によっては、申請していただく特別措置の御希望にそえない場合があります。

生年月日	昭和・平成	年	月	日
------	-------	---	---	---

連絡先電話番号	—	—	—	—
---------	---	---	---	---

受験地域	北海道・東北・関東・中部・近畿・中四国・九州・沖縄
------	---------------------------

(該当する受験地域に○をしてください。)

●症状について(太線内の該当する個所に○及び必要事項を記入してください)

病名・症状名	<input style="width: 80%;" type="text"/>
--------	--

視 覚 障 害			
点字による教育を受けている方	良い方の眼の矯正視力が0.15未満の方	両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の方	左記以外の視覚障害者
①該当する	②該当する	③該当する	④該当する

聴 覚 障 害	
両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の方	左記以外の聴覚障害者
①該当する	②該当する

肢 体 不 自 由			
体幹の機能障害により座位を保つことができない方又は困難な方	両上肢の機能障害が著しい方	左記以外で解答题紙にマークすることが困難な方	左記以外の肢体不自由者
①該当する	②該当する	※③該当する	④該当する

病 弱	
慢性の胸部、心臓、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の方又はこれに準ずる方	
該当する	

その他(精神疾患を含む)
該当する

※ ③は、1.3倍の試験時間延長に該当する程度の障害ではないが、一般の解答题紙にマークすることが困難であると認められる方

この欄に、症状及び学校等の授業での状況等を詳しく記入してください。
<input style="width: 100%; height: 100%;" type="text"/>

※身体障害者手帳の交付を受けている方は以下の項目を記入してください。

身体障害者手帳交付番号	<input style="width: 90%;" type="text"/>	交付年月日	年	月	日
-------------	--	-------	---	---	---

障害名	<input style="width: 90%;" type="text"/>
-----	--

等級	<input style="width: 80%;" type="text"/>
----	--

裏面に続く

●受験に際して希望する措置(太線内の希望する個所に○及び必要事項を記入してください)

視		覚		障		害	
点字による解答 (時間1.5倍) (別室)	文字による解答 (時間1.3倍) (別室)	文字による解答 (時間延長無し) (別室)	拡大文字 問題冊子の 配布	拡大鏡等 の持参使用	窓側の明る い座席を指 定	照明器具の 持参使用	点字器等の 持参使用
①希望する	※②希望する	③希望する	④希望する	⑤希望する	⑥希望する	⑦希望する	⑧希望する

※ ②の特別措置を希望する場合は必ず所定の診断・意見書(視覚障害関係)様式を使用してください。

- ・ ②以外の視覚障害に関する特別措置を希望する場合は、医師の診断書(任意のもの)を使用してください。
- ・ ⑤「拡大鏡等の持参使用」のみを希望する場合は、医師の診断書は必要ありません。

聴覚障害(複数選択可)				
注意事項 等の文書に よる伝達	座席を前列 に指定	補聴器・人 工内耳の装 用	応用試験 (聴解)の免 除	応用試験(聴 解)受験時に おけるヘッドホ ンの貸与
①希望する	②希望する	※③希望する	※④希望する	⑤希望する

・ 聴覚障害に関する特別措置を希望する場合は、所定の診断・意見書にオーディオグラム等を添付したものを使用してください。

※ ③は無線通信機能(FM電波やBluetooth等)を用いた補聴援助システムは使用できません。FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切ってください。

※ ④は両耳の平均聴力レベル(右耳・左耳それぞれの平均聴力レベル)が原則として60デシベル以上の重度難聴者等で、リスニングを受験することが困難な者に限ります。  
なお、合格証書には応用試験(聴解)が免除された旨記載されます。  
FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切ってください。

肢体不自由・病弱・その他(1)				
チェックによる 解答 (時間1.3倍) (別室)	チェックによる 解答 (時間延長無し) (別室)	別室の設定 (2人以上10 人以下の試 験室)	試験室を 1階に設定	トイレに近 接する試験 室に指定
※①希望する	※②希望する	③希望する	④希望する	⑤希望する

★注意!

「別室の設定」とは、原則、2人以上10人以下の複数人数の試験室となります。

個室(受験者1人の試験室)の設定は、試験時間の延長対象の方(時間1.5倍、時間1.3倍)または真にやむを得ない理由がある方(例:免疫力が低下しているため生命の危険が考えられる方等)のみとなります。

肢体不自由・病弱等(2)				
特製機の 持参使用	車椅子の 持参使用	杖の持参 使用	試験室入 口までの 付添者の 同伴	試験場へ の乗用車 での入構
⑥希望する	⑦希望する	⑧希望する	⑨希望する	⑩希望する

※ 必ず指定の診断・意見書を使用してください。

- ・ ⑧「杖の持参使用」のみを希望する場合は、医師の診断書は必要ありません。
- ・ 「インスリンポンプの持参使用」を希望する場合は以下の「上記以外の希望措置」枠内に記入してください。

上記以外の希望措置(記載事項以外で、希望する措置があれば記入してください)

★注意!

診断書(所定様式・任意様式とも)を出願者本人が作成したり、日付を改ざんしたりする行為は、決して行わないでください。このような行為が確認された場合は、「申請に当たっての虚偽又は不正な事実」に該当し、受験を停止し、又は試験を無効とすることがあります。

診 断 ・ 意 見 書（視覚障害関係）

令和8年度日本語教員試験

氏名等		昭和 平成	年	月	日生	男・女
住						
所						
診						
断						
名						
現	視 力					
	右	(	×	D	Cyl	D Ax)
症	左	(	×	D	Cyl	D Ax)
	視力以外の視機能障害（視野狭窄，眼球震盪，近距離視力等），その他参考となる経過・現症 （志願者の希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、必ず記入してください。）					
上記のとおり診断する。						
令和 年 月 日						
病院又は診療所の名称						
所在地						
診療担当科名 科 医師氏名						

お願い：この「診断・意見書」は、日本語教員試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的に御記入ください。

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

**診断書を出願者本人が作成したり、日付を改ざんしたりする行為は、決して行わないでください。このような行為が確認された場合は、「申請に当たっての虚偽又は不正な事実」に該当し、受験を停止し、又は試験を無効とすることがあります。**

診 断 ・ 意 見 書 (聴覚障害関係)

令和8年度日本語教員試験

氏名等		昭和 平成	年	月	日生	男・女
住						
所						
診断名						
平均聴力レベル	右	dB	左	dB	( _____ 分法による)	
補聴器	種 類					
	型 式					
現 症	志願者の希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、必ず記入してください。 オーディオグラムを必ず添付してください。					
上記のとおり診断する。  令和 年 月 日  病院又は診療所の名称  所在地  診療担当科名 科 医師氏名						

お願い：この「診断・意見書」は、日本語教員試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的に御記入ください。

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

**診断書を出願者本人が作成したり、日付を改ざんしたりする行為は、決して行わないでください。このような行為が確認された場合は、「申請に当たっての虚偽又は不正な事実」に該当し、受験を停止し、又は試験を無効とすることがあります。**

診 断 ・ 意 見 書（肢体不自由関係）

令和8年度日本語教員試験

氏名等		昭和 平成	年	月	日生	男・女
住所						
診断名						
現症	体幹の機能障害（特に座位保持能力等），上肢の機能障害（特に筆記能力等），その他参考となる経過・現症					

参考事項（医師が該当する項目の数字を○で囲んでください。）

<p>I 体幹の機能障害</p> <p>A 座位の保持は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 50分程度ならば可能である。</li> <li>2. 120分程度ならば可能である。</li> <li>3. その他（                      ）</li> </ol> <p>B 職場等での勤務中の姿勢又は学校等での授業中の姿勢は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に臥位である。</li> <li>2. 主に座位である。</li> <li>3. その他（                      ）</li> </ol>	<p>II 上肢の機能障害</p> <p>A 書字に用いる部位等は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に口である。</li> <li>2. 主に手指である。</li> <li>3. 主に足指である。</li> <li>4. その他（                      ）</li> </ol> <p>B ページめくりを行う部位等は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に口唇・舌である。</li> <li>2. 主に手指である。</li> <li>3. 主に足指である。</li> <li>4. その他（                      ）</li> </ol>
<p>上記のとおり診断する。</p> <p style="text-align: center;">令和    年    月    日</p> <p>病院又は診療所の名称</p> <p style="text-align: center;">所    在    地</p> <p style="text-align: center;">診療担当科名                      科                      医師氏名</p>	

お願い：この「診断・意見書」は、日本語教員試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的に御記入ください。

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

**診断書を出願者本人が作成したり、日付を改ざんしたりする行為は、決して行わないでください。このような行為が確認された場合は、「申請に当たっての虚偽又は不正な事実」に該当し、受験を停止し、又は試験を無効とすることがあります。**

診 断 ・ 意 見 書（病弱・その他（精神疾患を含む））

令和8年度日本語教員試験

氏名等		昭和 平成	年	月	日生	男・女
住所						
診断名						
現 症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容等</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志願者の希望する受験上の配慮が必要な理由を、必ず記入してください。</li> </ul>					
<p>上記のとおり診断する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>病院又は診療所の名称</p> <p>所在地</p> <p>診療担当科名 科 医師氏名</p>						

お願い：この「診断・意見書」は、日本語教員試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的に御記入ください。

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

**診断書を出願者本人が作成したり、日付を改ざんしたりする行為は、決して行わないでください。このような行為が確認された場合は、「申請に当たっての虚偽又は不正な事実」に該当し、受験を停止し、又は試験を無効とすることがあります。**

## 在職証明書

氏名	
生年月日	
本籍地都道府県名	
住所	
在籍した日本語教育機関の名称	
日本語教育課程を担当した期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の通り日本語教育課程を担当したことを証明する。

令和 年 月 日

住 所

設置者名

設置者が法人の場合は代表者名

電話番号

### 備考

- 1 法務省告示機関、大学、認定日本語教育機関、又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者のみが本証明書を発行すること。
- 2 外国籍の者については、「本籍地都道府県名」の欄に国籍等を記載すること。
- 3 「日本語教育課程」とは、法務省告示機関については告示を受けた課程のみを、大学については日本語に通じない留学生が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、習得させるための教育を行うことを目的とした課程を、認定日本語教育機関については認定を受けた課程のみを指す。
- 4 「日本語教育課程を担当した期間」には、雇用が継続し、かつ、平均して週1回以上授業を担当していた期間を記載すること。ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含め得る。